

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法令名	児童福祉法												
根拠条項	第 18 条の 14												
許認可等の種類	保育士試験の指定試験機関の事業計画、収支予算の認可												
法令の定め	児童福祉法第 18 条の 14 児童福祉法施行規則第 6 条の 23												
審査基準	事業計画及び収支予算について、あらかじめ審査基準を定めることが困難なため設定していない。												
標準処理期間	<table border="0"> <tr> <td>総 期 間</td> <td>日・月</td> <td>(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日・月</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日・月</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>日・月</td> <td>( )</td> </tr> </table>	総 期 間	日・月	(注：休日は含まない。)	経由機関	日・月	( )	協議機関	日・月	( )	処分機関	日・月	( )
総 期 間	日・月	(注：休日は含まない。)											
経由機関	日・月	( )											
協議機関	日・月	( )											
処分機関	日・月	( )											
処分担当課	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課 (電話番号：011-204-5236)												
申請先	同上												
問い合わせ先	同上												
備考													